

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年国勢調査では、吉野町の人口は 7,399 人（平成 22 年と比べて 14.4% 減少）となり、人口減少が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、2020 年には 6,734 人、2040 年には 3,621 人にまで減少すると想定されている。年齢別人口構成においても、老年人口比率は平成 32 年に 49.9% とさらに増加し、年少人口比率 5.8% まで減少し、生産年齢人口においても 44.3% に減少するなど、少子高齢化がさらに進むことが予想されている。

本町では、「吉野町第 4 次総合計画」に掲げる「いのちが輝き笑顔あふれる吉野町～自然の恵みと歴史文化が息吹くこころのふるさと吉野町～」の実現に向け、平成 27 年に策定した「吉野町人口ビジョン」の中で目標人口を「2020 年に 7,000 人程度を維持すること」、「2040 年に 4,500 人を下回らないこと」と設定している。

吉野町の産業は、古くから豊富な森林資源を活かした林業・製材業、吉野材の端材を利用した製箸業等の木材関連産業が基幹産業として重要な位置を占めている。

「平成 24 年経済センサスー活動調査ー」における本町の総事業所数は 765 件となっており、割合順では製造業が 25.4%、卸売業・小売業が 25.1%、宿泊業・飲食サービス業が 10.2%、建設業が 9.8% を占めている。

中小企業者が所有している設備は特に老朽化が進んでいる物が多く、生産性向上に向けた足枷になっている状況にある。今後、少子高齢化や人手不足等の厳しい事業環境を乗り越えるためにも事業者が所有する老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図ることが必要となっている。

#### (2) 目標

先端設備等の導入を促進することにより、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化、地域産業の担い手確保に繋がるよう取り組みを進める。

加えて地域産業関連の起業・創業の意欲を高め、特に次世代を担う若者が働きたいと感じる職場環境の創出を図る。

この目指すべき将来像を実現するため、計画期間中 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地域経済を活性化し、安定した雇用を創出するために、『産官学金労言』による連携体制の構築を基本とし、歴史・文化・産業を掘り起こし、研ぎをかけ、世界に発信する魅力ある地域産業づくりに取り組む」ことを基本目標と定めている。幅広い分野において社会情勢の変化や消費者のニーズに対応するためにも、先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

木材関連産業、観光関連産業、農業関連産業等、町全域で地域特性により多種多様な中小企業者が点在することから対象地域を限定しない。

### (2) 対象業種・事業

幅広い分野において社会情勢の変化や消費者のニーズに対応する必要があるため、対象業種・事業については限定しない。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税等の滞納がないこと。